**２　危機管理体制・役割分担**

**危機管理体制組織表と教職員の役割分担**

**◎（日常）**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者 | 活　　動　　内　　容 |
| 管理職  校長・教頭 | 全体の統括  ◇　安全教育に関する事項（安全教育、避難訓練、校外学習の事前指導など）  　◇　安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検な  　　ど）  　◇　安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修(\*1)や訓練、　　学校安全委員会(＊2)など）及び学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、　　掌握  　◇　ＰＴＡ、地域、関係機関との連携 |
| 安全部 | ◇　施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検  　◇　避難訓練の計画と実施  　◇　教職員対象の研修の計画と実施  　◇　学校安全委員会の企画・運営 |
| 担　任 | ◇　児童に対する安全教育の実施（災害の発生及び復旧、通学路での安全、こ  　　ども110番のいえ、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、避難訓練、  　　防犯訓練等） |
| 救　護  養護教諭 | ◇　児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握  　◇　応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成  　◇　救急病院の掌握  　◇　負傷者搬送時の必需品の確認と準備 |

(＊1) 教職員研修

　　　ＰＴＡ・保護者・関係機関の連携のもと、次のとおり開催する。

　　　 　◎　不審者侵入時・災害発生時の対処要領に基づいた教職員研修

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年度当初の職員会議で実施）

　　 　◎　不審者侵入・大規模災害を想定したシミュレーション訓練を複数回実施

　 　　◎　応急手当、心肺蘇生法講習会の実施

　　　　◎　危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会の実施

安全教育を担当する教職員及び管理職が京都府総合教育センター及び京都府教育委員会等が行う安全研修会に参加し、伝達講習を実施する。

　(＊2) 学校安全委員会（学校保健安全委員会）

１　構成員　　校長、教頭、安全教育を担当する教職員、学年主任、保健主事、養護教諭、地域の関係機関（警察、消防、ＰＴＡ、ボランティア）等

　　　　２　会議開催回数・・・３回開催する。

　　３　開催時期とテーマ

(1)　４月上旬（本年度の計画）

(2)　７月下旬（児童の安全確保の現状と課題の改善）

(3)　２月下旬（本年度の総括と来年度の方向性）

**◎災害発生時、不審者侵入時の役割を同じにする。**

**◎（緊急時） 出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 災害発生時・不審者発見時 | 児童生徒等避難後 |
| 対  策  本  部  チ  ｜  ム | 校内緊急放送  情報収集、整理  関係機関へ連絡（消防・警察等）  避難の判断（避難場所、下校の判断）  児童への行動の連絡（放送等）  新たに発生する事案への対応と指示  負傷者の保護者への連絡 | 情報収集  下校の指示  児童・教職員の安否の確認  搬送先への付き添いの指示、把握  関係機関へ連絡（教育委員会等） |
| 不  審  者  ・  災  害  対  応  チ  ｜  ム | 児童へ指示後、災害発生場所に急行  初期消火・不審者対応  校内巡回（災害発生場所、不審者対応）  状況報告（携帯電話・インターホン・伝令による） | 消火活動  救護、救助へ移行  不審者対応（警察へ引き渡す） |
| 児  童  対  応  チ  ｜  ム | 児童へ指示  避難経路を判断・指示  避難誘導 | 安全確認  負傷者対応  児童の観察  心のケア  保護者への緊急連絡 |
| 救  助  チ  ｜  ム | 児童へ指示後、校内巡回  　→負傷者への応急手当・救助所へ搬出  行方不明児童、教職員の捜索  情報収集と状況報告 | 状況報告  救急車へ同乗 |
| 救  護  チ  ｜  ム | 救護体制の確立（救急用品準備、救護所設置）  負傷者の全体把握  救急、医療機関への連絡  心のケア | 負傷者搬送先確認  負傷者の保護者へ連絡 |

**◎原子力災害についても、災害発生時にはあわてず対応できるよう、危機管理体制を整えておく。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当 | 事前の備え  （原子力防災委員会） | 災害発生時  （原子力災害対策本部） |
| 統括チ｜ム | （本部長：校長）  ・　全教職員に対する役割分担を明確化  ・　保護者に対する学校等の対応策の周知  ・　保護者に引き渡すことができなかった児  童生徒等を乗車させる避難車両の確保を市  町（教育委員会）と検討 | （本部長：校長）  ・　学校原子力災害対策本部の設置  ・　事前に定めた災害活動を全教職員に指示  ・　生徒等を迅速に保護者へ引き渡す事ができるよう指示  ・　教育委員会へ随時状況の報告 |
| （副本部長：副校長・教頭）  ・　全教職員に原子力防災体制を周知  ・　非常持出し書類等の保管場所確認 | （副本部長：副校長・教頭）  ・　本部長を補佐  ・　各担当間の迅速かつ適切な連絡調整  ・　各担当からの情報把握と本部長への報告  ・　関係諸機関及び報道機関に対する対応の窓口 |
| ・　迅速かつ的確な連絡網の作成 | ・　保護者からの問合せ対応  ・　児童生徒等の待機場所や市町外への避難時集合場所の状況を把握、報告  ・　避難している児童生徒等に必要な情報を提供  ・　すべての情報を収集、整理  ・　市町対策本部（教育委員会）からの指示を本部長へ報告 |
| 児童対応チ｜ム | 避　　難  ・　児童生徒等を保護者へ引き渡す安全な場  所の決定  屋内退避  ・　屋内退避は、担任の指揮の下で教室へ移  動することを確認・　救急用品の確保及び救護体制を整備 | 避　　難  ・　児童生徒等を速やかに引渡し場所へ誘導  ・　児童生徒等のパニック防止のための適切な指示  ・　避難車両出発時は、速やかに副本部長へ報告  屋内退避  ・　児童生徒等を校舎内（教室内）へ安全かつ速やかに退避  ・　全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止める  ・　児童生徒等に状況の説明と次の指示までの教室待機  ・　屋内退避完了時の速やかな副本部長への報告 |
| 救助・救護チ｜ム | ・　避難、屋内退避時の放射線防護対策整理 | 避　　難  ・　コンパクトサーベイメータ等を用いた放射線量の測定  ・　拭き取り等の簡易な除染  ・　児童生徒等及び教職員の救護、応急手当、健康観察  屋内退避  ・　緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市町災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。 |
| 災害チ｜ム | ・　搬入される物資の保管場所の事前確認 | ・　市町災害対策本部（教育委員会）と連携し、物資の確保と配給 |
| ・　市町外へ避難する際の集合場所の運営支  援について市町担当職員、自主防災組織等  と確認しておく。 | ・　市町外へ避難する際の集合場所に指定されて  いる学校は、待機している児童生徒等の安全を  確認するとともに、可能であれば市町担当職員  の活動支援や消防、警察の活動支援を行う。 |